

令和7年度県営住宅単身高齢者世帯等訪問支援業務（東部）委託仕様書

1 業務名

令和7年度県営住宅単身高齢者世帯等訪問支援業務（東部）

2 業務目的

県営住宅における高齢・単身世帯等の孤独・孤立防止の観点から、配慮を要する世帯を戸別訪問・面談し、健康状態や生活上の問題等を把握して適切な生活支援、医療・介護制度等の利用に繋げること等により、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる住環境の確保を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

4 業務場所

東部地域における県営住宅（別表のとおり）

5 業務内容

（1）単身高齢者世帯、ひとり親世帯の訪問面談

別表の県営住宅において、発注者がリスト（名前、団地名、部屋番号、電話番号が記載されたもの）を提供する世帯を訪問し、生活状況等を確認するとともに、関係機関等による支援を要すると考えられる世帯については、県へ報告する。

なお、不在により面談ができない場合は、不在連絡票を投函するとともに、曜日、時間帯を変えて3回以上電話し日程調整を行い訪問する。電話の応答がない世帯も、再度訪問する。同じことを繰り返し合計3回以上訪問する。3回以上訪問し面談ができなかった世帯は、「不在」として完了とする。

更に、訪問時または電話にて、聞き取り調査を拒否の意向の世帯は、「拒否」として完了する。

（ア）70歳以上の単身高齢者世帯

（イ）ひとり親世帯

イ 実施内容

（ア）県が事前に行った「アンケート調査」の内容を確認の上、「聞き取り調査シート」（別添）による健康上、生活上の困りごと等に関する聞き取り調査を行い、支援が必要な世帯を県へ報告する。面談が困難な場合は電話等により聞き取りに代えて実施する。

（イ）訪問面談結果を記入した「世帯別訪問面談結果リスト」を作成する。

（ウ）月初めに前月の訪問結果を発注者へ報告する。

報告方法は、「聞き取り調査シート」及び「世帯別訪問面談結果リスト」及び「集計表（訪問件数、不在完了件数、拒否完了件数、要支援対象者数等を記入したもの）」を発注者へ提出する。

ウ 実施体制

（ア）訪問は1～2名体制で行うものとする。

（イ）訪問に際しては、必要に応じて県及び鳥取県住宅供給公社職員の同行を求めるとともに、地域の民生委員や団地の管理人等の協力を求めるものとする。

6 完了報告及び検査

（1）受注者は、本業務を完了したときは、8に定める成果品を完了の日から10日以内に発注者に提出する。

（2）発注者は、（1）の成果品をすべて受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行う。

（3）発注者は、（2）の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知する。

（4）受注者は、（2）の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても（2）及び（3）までの規定を準用

する。

7 委託料の支払等

- (1) 受注者は、6 (3) の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

8 成果品

本業務に係る成果品は、以下のとおりとする。なお、電子データのファイル形式及び使用ソフトについては事前に発注者と協議すること。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 訪問面談により記入した「聞取り調査シート」
- (3) 訪問面談により作成した「世帯別訪問面談結果リスト」
- (4) 「集計表」

9 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連携を密にし、内容について協議すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 本業務契約後に入居者の退去または長期不在等で訪問が不要となった場合は、減額の対象とする。変更金額は、契約金額を訪問対象世帯数で除し、実際に訪問した世帯数を乗じた額とする。